

令和8年度 東栄フェスティバル出店要項

(1) 開催日 令和8年11月3日（文化の日）

【搬入可能時間】（予定）

イベント当日午前7時30分から午前9時30分まで
（午前10時には販売できるようにご準備ください。）

【営業時間】（予定）

午前10時～イベント終了まで（午後4時30分頃終了予定）

【搬出可能時間】（予定）

イベント終了後

※イベント中は危険なため車両を乗り入れて搬出はしないでください。台車等での搬出は可能です。

※出来る限り当日中に搬出してください。

(2) 会場 東栄ドーム（東栄町大字本郷字大林1）

(3) 出店料 販売を行う場合は以下の通り。販売を行わない場合は無料。

町内店舗・団体等：1,000円

町外店舗・団体等：3,000円

(4) 出店条件

【共通】

- ・東栄町内に事業所・拠点を置く店舗・団体等であること（東栄町外の店舗・団体等も出店申込はできますが、町内店舗・団体等を優先してブースを割り当てるため、ブースの余りが無い場合、出店できない可能性があります。予めご了承ください。）
- ・当イベントの趣旨に賛同いただける方であること
- ・会場内の通行の妨げとなるため、決められた区画内で出店すること
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定される反社会的勢力及び反社会的勢力の関係団体等ではないこと。

【飲食調理用ブース】

- ・ブースサイズ：間口3.6m（2間）×奥行3.0m（変更となる可能性があります）
- ・管轄保健所の営業許可範囲内で展開し、必要な申請・届出等を自身で行うこと
- ・露店営業許可証等の出店に必要な営業許可証の写しを出店申込時に提出すること。また、出店当日は営業許可証の原本を持参、ブース内に掲示すること。
- ・保健所の指導に基づき、天幕に加えて、三方幕（間口以外に横幕）がされているテントをご用意ください。テントの貸し出しはありませんので、予めご了承ください。また、テントはブースサイズに収まるものをご用意ください。
- ・火器を使用する場合、消火器の持参等必要な措置を講じること
- ・販売品目を1品目にする

【物販・ワークショップ用ブース】

- ・ブースサイズ：間口は、2.7m（1.5間）か3.6m（2間）を選択できます。奥行は、一律3.0mです。（会場の都合により変更となる可能性があります）

- ・調理済みの食品を販売する場合（例：パックされたお弁当、お菓子、野菜など、会場での調理を行わないもの）は、物販扱いとなるため、物販・ワークショップ用ブースで申込してください。ただし、「営業許可証」など営業許可を受けた施設等で加工された「食品表示ラベルのある既製品」である食品表示が必要となります。
- ・テントの設置は任意ですが、設置する場合、ブースサイズに収まるものをご用意ください。

【キッチンカー】

- ・会場の都合上、出店位置は東栄ドーム外の会場出入口付近に限定させていただきます。出店位置、ブースサイズは出店者決定後に調整します。
- ・キッチンカー出店に必要な営業許可証の写しを出店申込時に提出してください。

(5) 電源使用について

ブースで使用できる電源はご用意可能です。予定で構いませんが、見込める最大限の使用口数、使用機器名、必要電圧・電力を必ず記入していただくようにお願いします。

なお、こちらで用意する電源を使用する場合は、**1ブース500円**をお支払いいただきます。ご自身で発電機等を持ち込む場合は無料です。

(6) 貸出物品

机（長さ1.8m）・パイプイスはご用意可能です。出店申込書に必要数量をご記入ください。

※机、イスについては数に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。なお、各ブース貸出上限数は以下の通りとさせていただきます。

机…飲食調理用ブース：最大3台

物販・ワークショップ用ブース・キッチンカー：最大2台

パイプイス…全ブース：最大3脚

(7) 申 込

令和8年8月31日（月）までに下記へ出店申込書を提出、または出店申込フォームからお申し込みください。また、飲食調理用ブース及びキッチンカーで出店を申し込む方は、**出店に必要な営業許可証の写しを併せて提出してください。**

【申込・問い合わせ先】

東栄町経済課 商工観光係（担当：岸）

TEL 0536-76-1812

FAX 0536-76-1428